一般社団法人日本循環器学会中国支部 若手委員会内規

(総則)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会中国支部に若手委員会(以下「本委員会」という。) を運用するために必要な事項を規定する。

(目的)

第2条 本委員会は、研修医・医学生に対し循環器疾患に興味を持ってもらい、将来的には循環器系 医師へ就くことへの促しを目指し、中国支部における研修医教育セミナーなどの開催の企画・ 立案・実施に当たることを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

- 第4条 委員長は役員会の議を経て、支部長が委嘱する。
 - 1. 委員の年齢は40歳代前半までの医師とする。
 - 2. 委員は、支部長が委嘱する。
 - 3. 任期は2年とし、再任は妨げない。ただし各大学の事情により変更は可能とする。
 - 4. 委員長、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役職の設置)

第5条 委員長は直近の地方会開催地の大学の委員が就任する。その前年に委員をしていることが望ましい。

(活動内容)

- 第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために活動する。
 - 1. 秋地方会、隔年で春の合同地方会での若手医師へのセミナーを企画立案・実施をする。
 - 2. Webiner を用いて若手医師へのセミナーの企画をする。
 - 3. 地方会の時に開催される役員会に委員長が出席する。 委員長の出席がかなわない場合は代理を立てることができる。
 - 4. 役員会において活動内容を報告する。
 - 5. セミナー開催企画案・開催報告書を事務局に提出する。
 - 6. 国内外の関連学会・団体等との情報交換および連携を行う。

(支部貢献)

第7条 本委員は支部に貢献していることを認め、FJCS審査に際し評価点を付与する。

(予算)

第8条 委員長は、地方会にて開催する研修医教育セミナーについて業務計画を立て、その遂行に必要な予算について企業と共催してもよい。企業にて負担が難しい場合は本部・中国支部から

清算する。補助金は、経費内訳及び証憑書類の提出を持って交付するものとする。

1. 研修医教育セミナーの招請者への待遇として、演者への謝金額は地方会運営要領(会計)の項に準ずるものとし、地方会当日、本人へ運営企画会社より振込対応する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、役員会において審議し、承認を得なければならない。

附則 この内規は、2021年6月8日から施行する。